

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十八年広島県規則第二十六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等)

第二条 省令第三条第一項の申請書は、別記様式第一号によるものとする。

2 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置を許可したとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、別記様式第二号による許可証を交付しなければならない。

3 省令第四条の四第一項の申請書は、別記様式第三号によるものとする。

4 省令第四条の四の二の申請書は、別記様式第四号によるものとする。

5 知事は、法第八条の二の二第一項の規定による検査を行ったときは、別記様式第五号による検査の結果を通知する書面を交付しなければならない。

6 省令第四条の十七の報告書は、別記様式第六号によるものとする。

7 省令第五条の三第一項の申請書は、別記様式第七号によるものとする。

8 省令第五条の四の二第一項及び省令第五条の九の二第一項(省令第五条の十の十二において準用する場合を含む。)の届出書は、別記様式第八号によるものとする。

9 省令第五条の五第一項及び省令第五条の十第一項の届出書は、別記様式第九号によるものとする。

10 省令第五条の五の二第一項(省令第五条の五の四において準用する場合を含む。)、省令第五条の五の二の二第一項、省令第五条の十の二第一項及び省令第五条の十の二の二第一項の申請書は、別記様式第十号によるものとする。

11 省令第五条の五の三、省令第十条の十の三、省令第十条の二十四及び省令第十二条の十一の三の届出書は、別記様式第十一号によるものとする。

12 省令第五条の五の五第一項の申請書は、別記様式第十二号によるものとする。

13 知事は、法第九条の二の四第一項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定をしたときは、別記様式第十三号による認定証を交付しなければならない。

14 省令第五条の五の十第一項の届出書は、別記様式第十四号によるものとする。

15 省令第五条の五の十一第一項の報告書は、別記様式第十五号によるものとする。

16 法第九条の三第一項(法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。)及び法第九条の三の三第一項の規定による届出は、別記様式第十六号による届出書によるものとする。

17 省令第五条の八第一項(省令第五条の十の十において準用する場合を含む。)の届出書は、別記様式第十七号によるものとする。

18 省令第五条の十の三の協議書は、別記様式第十七号の二によるものとする。

19 省令第五条の十一第一項の申請書は、別記様式第十八号によるものとする。

20 省令第五条の十二第一項の申請書は、別記様式第十九号によるものとする。

21 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第二十号によるものとする。

22 省令第十二条の七の十七第二項の届出書は、別記様式第二十一号によるものとする。

23 省令第十二条の七の十七第四項の受理書は、別記様式第二十二号によるものとする。

24 省令第十二条の七の十七第五項の規定による届出は、別記様式第二十三号による届出書によるものとする。

25 法第八条第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

26 前項の規定による申請は、別記様式第二十四号による申請書によるものとする。

27 前項の申請書には、許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

28 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

29 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号による申請書によるものとする。

30 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一二六号・一五年七九号・一七年八七号・一九年四一号・二三年一一号・二七年五九号・二九年三五号〕

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第三条 法第八条第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に許可証を返納しなければならない。

- 一 許可証の再交付を受けた者が、失った許可証を発見したとき。
- 二 当該施設を廃止したとき。
- 三 許可を取り消されたとき。

一部改正〔平成一一年規則三七号〕

(一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の返納)

第三条の二 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。

- 一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。
- 二 熱回収を行わなくなったとき。
- 三 当該施設を廃止したとき。
- 四 認定を取り消されたとき。

追加〔平成二三年規則一一号〕

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所)

第四条 法第八条第四項(法第九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による法第八条第二項及び第三項の書類の縦覧は、次に掲げる場所において行うものとする。

- 一 施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町(以下「関係市町」という。)の区域を所管する厚生環境事務所(当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)
- 二 関係市町の協力が得られた場合には、当該関係市町の庁舎その他の当該関係市町の施設

全部改正〔平成一一年規則三七号〕、一部改正〔平成一三年規則四九号・一七年七五号・二一年二八号〕

(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等の縦覧場所)

第四条の二 法第十二条第十一項又は法第十二条の二第十二項の規定による公表は、それぞれ法第十二条第九項に規定する多量の産業廃棄物を生じる事業場又は法第十二条の二第十項に規定する多量の特別管理産業廃棄物を生じる事業場(以下「多量排出事業場」という。)の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)において行うものとする。

追加〔平成一三年規則四九号〕、一部改正〔平成二一年規則二八号・二三年一一号〕

(二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の書換え交付及び再交付)

第四条の三 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号の二による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。

追加〔平成三〇年規則一一号〕

(二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の返納)

第四条の四 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。

- 一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。

二 認定を取り消されたとき。

追加〔平成三〇年規則一一号〕

（産業廃棄物処理業等の変更の届出に係る添付書類）

第四条の五 次表上欄に掲げる届出には、当該下欄に掲げる書類を添付するものとする。

届出	添付書類
一 省令第十条の十第二項の届出（省令第十条の十第一項第二号に係るものに限る。）	届出者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
二 省令第十条の二十三第二項の届出（省令第十条の二十三第一項第二号に係るものに限る。）	
三 省令第十二条の十の二第一項の届出（省令第十二条の十第六号に係るものに限る。）	

追加〔平成一二年規則一二六号〕、一部改正〔平成一三年規則四九号・一五年七九号・一七年八七号・一九年四一号・三〇年一一号〕

（産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付及び再交付）

第五条 法第十四条第一項及び第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）は、省令第十条の十の二の規定により書換えを受けるとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第二十六号による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている許可証を添付しなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一二六号・一五年七九号・一九年四一号・二三年一一号〕

（特別管理産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付及び再交付）

第六条 法第十四条の四第一項及び第六項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。）は、省令第十条の二十三の二の規定により書換えを受けるとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第二十六号による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている許可証を添付しなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一二六号・一五年七九号・一九年四一号・二三年一一号〕

（産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所）

第七条 法第十五条第四項（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第十五条第二項及び第三項の書類の縦覧は、次に掲げる場所において行うものとする。

一 関係市町の区域を所管する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）

二 関係市町の協力が得られた場合には、当該関係市町の庁舎その他の当該関係市町の施設

追加〔平成一一年規則三七号〕、一部改正〔平成一三年規則四九号・一五年七九号・一七年七五号・二一年二八号・二三年一一号〕

（産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納）

第八条 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に許可証を返納しなければならない。

一 許可証の再交付を受けた者が、失った許可証を発見したとき。

二 事業の全部を廃止したとき。

三 許可を取り消されたとき。

一部改正〔平成一一年規則三七号〕

（産業廃棄物の再生利用業の一般指定）

第九条 別表第一の上欄に掲げる産業廃棄物を同表の下欄に掲げる目的で、当該産業廃棄物を排出する事業者から無償で引き取り、そのみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者は、省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定により知事の指定を受けた者とする。

一部改正〔平成一一年規則三七号〕

(産業廃棄物の再生利用業の個別指定)

第十条 前条に定める場合のほか、産業廃棄物を再生利用する目的で、当該産業廃棄物を排出する事業者から無償で引き取り、そのみの収集若しくは運搬(以下これらを「再生輸送」という。)又は処分(以下「再生活用」という。)を業として行おうとする者は、別記様式第二十七号による申請書を知事に提出し、省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による再生利用業の個別の指定(以下「再生利用業個別指定」という。)を受けなければならない。

2 前項の申請書には、省令第九条の二第二項第一号から第十四号まで又は省令第十条の四第二項第一号から第八号までに規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 取引関係を記載した書類
- 二 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 三 再生輸送を業として行おうとする者が申請する場合には、再生活用を業として行う者との委託関係を記載した書類
- 四 再生活用を業として行う場合は、処理工程図
- 五 再生活用を業として行おうとする者が再生輸送を委託する場合には、その委託関係を記載した書類

3 第一項の再生利用業個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、その産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲を変更しようとするときは、別記様式第二十八号による申請書を知事に提出し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 前項の申請書には、当該事業の範囲の変更に係る第二項に規定する書類及び図面を添付しなければならない。

一部改正〔平成一〇年規則一四号・一一年三七号・一二年一二六号・一七年八七号・一九年四一号・二三年一一号〕

(再生利用業個別指定証)

第十一条 知事は、再生利用業個別指定をしたときは、別記様式第二十九号による再生利用業個別指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年一二六号・一九年四一号・二三年一一号〕

(再生利用業個別指定に係る変更の届出)

第十二条 再生利用個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から十日以内に別記様式第三十号による届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 住所
- 二 氏名又は名称
- 三 事務所及び事業場の所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 再生利用の方法
- 六 取引関係

2 前項の届出書には、当該届出に係る変更事項を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年一二六号・一九年四一号・二三年一一号〕

(再生利用業個別指定に係る廃止の届出)

第十三条 再生利用個別指定業者は、その産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に別記様式第三十一号による届出書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年一二六号・一九年四一号・二三年一一号〕

(再生利用業個別指定証の書換え交付及び再交付)

第十四条 再生利用個別指定業者は、指定証の記載事項に変更が生じたとき又は指定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、知事に指定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第三十二号による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、指定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている指定証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年一二六号・一九年四一号・二三年一一号〕

(再生利用業個別指定証の返納)

第十五条 第八条の規定は、指定証の返納について準用する。この場合において、同条中「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者」とあるのは「再生利用個別指定業者」と、「許可証」とあるのは「指定証」と、同条第一号中「許可証」とあ

るのは「指定証」と、同条第三号中「許可」とあるのは「指定」とそれぞれ読み替えるものとする。

一部改正〔平成一一年規則三七号〕

（産業廃棄物処理施設設置の許可証の書換え交付及び再交付）

第十六条 法第十五条第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第二十四号による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年一二六号・一九年四一号・二三年一一号〕

（産業廃棄物処理施設設置の許可証の返納）

第十七条 法第十五条第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に許可証を返納しなければならない。

一 許可証の再交付を受けた者が、失った許可証を発見したとき。

二 当該施設を廃止したとき。

三 許可を取り消されたとき。

一部改正〔平成一一年規則三七号〕

（産業廃棄物熱回収施設設置者認定証の書換え交付及び再交付）

第十七条の二 法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。

追加〔平成二三年規則一一号〕

（産業廃棄物熱回収施設設置者認定証の返納）

第十七条の三 法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。

一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。

二 熱回収を行わなくなったとき。

三 当該施設を廃止したとき。

四 認定を取り消されたとき。

追加〔平成二三年規則一一号〕

（最終処分場の台帳の帳簿）

第十八条 省令第十五条の八第一項の規定による埋立処分を終了の届出に係る一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の台帳の帳簿は、別記様式第三十三号によるものとする。

一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年一二六号・一五年七九号・一九年四一号・二三年一一号〕

（最終処分場の台帳の閲覧）

第十九条 法第十九条の十二第三項の規定による最終処分場の台帳の閲覧の請求書は、別記様式第三十四号によるものとする。

一部改正〔平成一一年規則三七号・一二年一二六号・一五年七九号・一七年八七号・一九年四一号・二三年一一号・三〇年一一号〕

（廃棄物再生事業者の登録の申請）

第二十条 政令第十七条第一項の規定による申請書は、別記様式第三十五号によるものとする。

一部改正〔平成一二年規則一二六号・一五年七九号・一七年八七号・一九年四一号・二三年一一号〕

（廃棄物再生事業者の登録証明書）

第二十一条 政令第十九条の規定により交付する廃棄物再生事業者の登録証明書は、別記様式第三十六号によるものとする。

一部改正〔平成一二年規則一二六号・一九年四一号・二三年一一号〕

（廃棄物再生事業者の変更の届出）

第二十二條 政令第二十条の規定による届出は、別記様式第三十七号によるものとする。

2 前項の届出書には、変更に係る省令第十六条の三に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一部改正〔平成一二年規則一二六号・一五年七九号・一七年八七号・一九年四一号・二三年一一号〕

(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)

第二十三條 政令第二十一条の規定による事業場を廃止し、休止し、又は再開した場合の届出は、別記様式第三十八号によるものとする。

一部改正〔平成八年規則三六号・一二年一二六号・一五年七九号・一七年八七号・一九年四一号・二三年一一号〕

(登録廃棄物再生事業者の登録証明書の書換え交付及び再交付)

第二十四條 法第二十条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、登録証明書の記載事項に変更が生じたときは、知事に登録証明書の書換え交付を申請することができる。

2 登録廃棄物再生事業者は、登録証明書を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に登録証明書の再交付を申請しなければならない。

3 前二項の規定による申請は、別記様式第三十九号による申請書によるものとする。

4 前項の申請書には、登録証明書を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている登録証明書及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成一二年規則一二六号・一九年四一号・二三年一一号〕

(登録廃棄物再生事業者の登録証明書の返納)

第二十五條 登録廃棄物再生事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に登録証明書を返納しなければならない。

一 登録証明書の再交付を受けた者が、失った登録証明書を発見したとき。

二 廃棄物再生事業の全部を廃止したとき。

三 登録を取り消されたとき。

(書類の提出部数等)

第二十六條 法、政令、省令又はこの規則により知事に提出する書類の提出部数及び提出先は、別表第二のとおりとする。

一部改正〔平成一二年規則四三号・一三年四九号・二一年二八号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によってしている届出その他の手続は、この規則の相当規定によってした届出その他の手続とみなす。

附 則(平成五年一二月二四日規則第八九号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成八年四月一八日規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年三月二四日規則第一四号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年四月一日規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年四月一日規則第四三号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に許可等の申請、証明書等の交付若しくは再交付等の申請又は検査等の依頼をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年九月二九日規則第一二六号)

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則(平成一三年四月一日規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年一二月一八日規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年八月一日規則第七五号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年一二月二日規則第八七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年四月一日規則第四一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第二条第二項の規定により交付されている許可証は、改正後の第二条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成二一年四月一日規則第二八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第九条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により交付されている許可証は、同条による改正後の同規則の規定により交付された許可証とみなす。

(様式に係る経過措置)

5 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則(平成二三年三月三十一日規則第一一〇号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

3 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号の二中「第二条第十八項」を「第二条第二十四項」に改める。

附 則(平成二四年四月一日規則第三六号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則により改正後の各規則の様式により作成された様式とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則(平成二七年一〇月一三日規則第五九号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年一二月二〇日規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年三月二九日規則第一一〇号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和元年七月四日規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年一二月一〇日規則第五〇号)

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

別表第一(第九条関係)

産業廃棄物	目的
一 汚泥のうちカーバイドスラリー(有害物質を含むものを除く。)	中和剤としての利用
二 汚泥のうち廃活性炭(有害物質を含むものを除く。)	活性炭の製造
三 汚泥のうち有機性汚泥(有害物質を含むものを除く。)	土壌改良剤(コンポスト等)又は肥料の製造
四 汚泥のうち石こう(有害物質を含むものを除く。)	セメントの製造
五 廃油(有害物質を含むもの及びタールピッチを除く。)	再生油の製造又は燃料としての利用
六 廃プラスチック類のうち熱可塑性樹脂くず(ポリ塩化ビフェニール汚染物を除く。)	再生プラスチック若しくはその原料としてのペレット等粉砕プラスチックの製造又は合成繊維の製造
七 廃プラスチック類のうち合成ゴムくず	合成ゴム若しくは再生タイヤの製造又は緩衝材若しくは燃料としての利用
八 木くず	燃料、肥料若しくは建材の製造又は燃料としての利用
九 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	飼肥料の製造又は飼肥料としての利用
十 ゴムくず	再生ゴムの製造
十一 鋳さい(有害物質を含むものを除く。)	骨材の製造又は有価物の回収
十二 動物のふん尿	肥料の製造又は肥料としての利用
十三 ダスト類のうちフライアッシュ(有害物質を含むものを除く。)	骨材若しくはセメントの製造又はアスファルトフィラー等道路の舗装材としての利用

一部改正〔平成一一年規則三七号〕

別表第二(第二十六条関係)

提出書類	提出部数	提出先
一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記様式第一号)	一部(政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設については、法第八条第四項の規定による縦覧に必要な部数に関係市町の数及び七を加えた部数)	当該施設の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは当該支所、産業廃棄物処理施設であって、移動可能な施設又は当該施設の所在地が二以上の厚生環境事務所又はその支所の所管にまたがるときは主たる営業区域又は主たる施設の所在地を所管する厚生環境事務所(当該営業区域又は所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは、当該支所))
一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記様式第七号)		
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記様式第三号)	一部	


<p>一般廃棄物処理施設定期検査申請書(別記様式第四号)</p> <p>特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記様式第六号)</p> <p>一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書(別記様式第十二号)</p> <p>一般廃棄物熱回収報告書(別記様式第十五号)</p> <p>非常災害時に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書(別記様式第十七号の二)</p> <p>一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(別記様式第十八号)</p> <p>合併・分割認可申請書(別記様式第十九号)</p>	
<p>一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記様式第八号)</p> <p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(別記様式第九号)</p> <p>一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記様式第十号)</p> <p>欠格要件に係る届出書(別記様式第十一号)</p> <p>一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書(別記様式第十四号)</p> <p>一般廃棄物処理施設設置届出書(別記様式第十六号)</p> <p>一般廃棄物処理施設変更届出書(別記様式第十七号)</p> <p>一般廃棄物処理施設相続届出書(別記様式第二十号)</p> <p>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書(別記様式第二十一号)</p> <p>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る廃止等届出書(別記様式第二十三号)</p>	<p>二部</p>
<p>廃棄物処理施設設置許可証書換え・再交付申請書(別記様式第二十四号)</p> <p>熱回収施設設置者認定証書換え・再交付申請書(別記様式第二十五号)</p>	<p>一部</p>
<p>産業廃棄物処理施設設置許可申請書(省令第十一条)</p> <p>産業廃棄物処理施設変更許可申請書(省令第十二条の九)</p>	<p>一部(政令第七条の二に規定する産業廃棄物処理施設については、法第十五条第四項の規定による縦覧に必要な部数に関係市町の数及び七を加えた部数)</p>
<p>産業廃棄物処理施設使用前検査申請書(省令第十二条の四)</p> <p>産業廃棄物処理施設定期検査申請書(省令第十二条の五の二)</p> <p>特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書(省令第十二条の七の十五)</p> <p>熱回収施設設置者認定申請書(省令第十二条の十一の五)</p> <p>熱回収報告書(省令第十二条の十一の十一)</p> <p>産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(省令第十二条の十一の十二)</p> <p>合併・分割認可申請書(省令第十二条の十一の十三)</p>	<p>一部</p>
<p>産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書(省令第十二条の十の二)</p> <p>産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(省令第十二条の十一)</p> <p>産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書(省令第十二条の十一の二)</p> <p>熱回収施設休廃止等届出書(省令第十二条の十一の十一)</p> <p>産業廃棄物処理施設相続届出書(省令第十二条の十二)</p> <p>土地の形質の変更届出書(省令第十二条の三十五、省令第十二条の三十八及び省令第十二条の三</p>	<p>二部</p>

<p>十九)</p> <p>最終処分場台帳閲覧請求書(別記様式第三十四号)</p> <p>産業廃棄物管理票交付等状況報告書(省令第八条の二十七)</p> <p>措置内容等報告書(省令第八条の二十九)</p>	<p>一部</p>	
<p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書(省令第八条の三十八の四)</p> <p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書(省令第八条三十八の六)</p> <p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書(省令第八条の三十八の十一)</p> <p>産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令第九条の二)</p> <p>産業廃棄物処分業許可申請書(省令第十条の四)</p> <p>産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令第十条の九)</p> <p>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令第十条の十二)</p> <p>特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(省令第十条の十六)</p> <p>特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令第十条の二十二)</p>	<p>一部</p>	<p>一 収集若しくは運搬又は再生輸送のみを行う場合には、当該事業場の住所又は事務所の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは当該支所、広島市、呉市及び県外にのみ住所又は事務所を有するときは環境県民局循環型社会課又は産業廃棄物対策課)</p> <p>二 中間処理若しくは最終処分又は再生活用を行う場合には、当該事業の用に供する施設の所在地(海洋投入処分にあつては、積込地)を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは当該支所、当該施設が移動可能な施設又は当該施設の所在地が二以上の厚生環境事務所又はその支所の所管にまたがるときは主たる営業区域又は主たる施設の所在地を所管する厚生環境事務所(当該営業区域又は所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは、当該支所))</p>
<p>産業廃棄物事業場外保管届出書(省令第八条の二の四及び省令第八条の二の七)</p> <p>産業廃棄物事業場外保管変更届出書(省令第八条の二の五)</p> <p>産業廃棄物事業場外保管廃止届出書(省令第八条の二の六)</p> <p>特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書(省令第八条の十三の五及び省令第八条の十三の六)</p> <p>特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書(省令第八条の十三の六)</p> <p>特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書(省令第八条の十三の六)</p> <p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更・廃止届出書(省令第八条の三十八の八及び省令第八条の三十八の十)</p> <p>産業廃棄物処理業廃止・変更届出書(省令第十条の十)</p> <p>特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書(省令第十条の二十三)</p>	<p>二部</p>	
<p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証書換え・再交付申請書(別記様式第二十五号の二)</p> <p>産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業許可証書換え・再交付申請書(別記様式第二十六号)</p> <p>再生利用業個別指定申請書(別記様式第二十七号)</p> <p>再生利用業個別指定事業範囲の変更申請書(別記様式第二十八号)</p> <p>再生利用業個別指定証書換え・再交付申請書(別記様式第三十二号)</p>	<p>一部</p>	
<p>再生利用業個別指定変更届出書(別記様式第三十号)</p> <p>再生利用業個別指定廃止届出書(別記様式第三十一号)</p>	<p>二部</p>	
<p>廃棄物再生事業者登録申請書(別記様式第三十五号)</p> <p>廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(別記様式第三十七号)</p> <p>廃棄物再生事業場廃止・休止・再開届出書(別記様式第三十八号)</p> <p>廃棄物再生事業者登録証明書書換え・再交付申請書(別記様式第三十九号)</p>	<p>一 知事に提出する場合は、一部</p> <p>二 厚生環境事務所の長に提出する場合は、二部</p>	<p>当該事業場の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは当該支所、広島市及び呉市にのみ事業場を有するときは環境県民局循環型社会課)</p>

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(省令第八條の四の五) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(省令第八條の四の六) 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(省令第八條の十七の二) 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(省令第八條の十七の三)	一部	当該多量排出事業場の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは、当該支所)
有害使用済機器保管等届出書(省令第十三條の三) 有害使用済機器保管等変更届出書(省令第十三條の四) 有害使用済機器保管等廃止届出書(省令第十三條の十一)	二部	主たる事業場の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは、当該支所)


全部改正〔平成二三年規則一一号〕、一部改正〔平成二七年規則五九号・三〇年一一号〕

別記

 様式第1号(第2条関係)




全部改正〔平成27年規則59号〕、一部改正〔平成29年規則35号・令和元年32号・50号〕

 様式第2号(第2条関係)




追加〔平成12年規則126号〕、一部改正〔平成13年規則49号・19年41号・21年28号・27年59号・29年35号・令和元年32号・50号〕

 様式第3号(第2条関係)




全部改正〔平成27年規則59号〕、一部改正〔令和元年規則32号・50号〕

 様式第4号(第2条関係)




追加〔平成23年規則11号〕、一部改正〔平成27年規則59号・令和元年32号・50号〕

 様式第5号(第2条関係)



追加〔平成23年規則11号〕、一部改正〔平成27年規則59号・令和元年32号・50号〕

 様式第6号(第2条関係)




全部改正〔平成19年規則41号〕、一部改正〔平成23年規則11号・27年59号・令和元年32号・50号〕

様式第7号(第2条関係)




追加〔平成12年規則126号〕、一部改正〔平成15年規則79号・19年41号・23年11号・24年36号・27年59号・29年35号・令和元年32号・50号〕

 様式第8号(第2条関係)




全部改正〔平成27年規則59号〕、一部改正〔令和元年規則32号・50号〕

 様式第9号(第2条関係)




追加〔平成12年規則126号〕、一部改正〔平成19年規則41号・23年11号・27年59号・29年35号・令和元年32号・50号〕

 様式第10号(第2条関係)




全部改正〔平成29年規則35号〕、一部改正〔令和元年規則32号・50号〕

 様式第11号(第2条関係)




追加[平成17年規則87号]、一部改正[平成19年規則41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第12号(第2条関係)




追加[平成23年規則11号]、一部改正[平成27年規則59号・令和元年32号・50号]

 様式第13号(第2条関係)




追加[平成23年規則11号]、一部改正[平成27年規則59号・令和元年32号・50号]

 様式第14号(第2条関係)




追加[平成23年規則11号]、一部改正[平成27年規則59号・令和元年32号・50号]

 様式第15号(第2条関係)




追加[平成23年規則11号]、一部改正[平成27年規則59号・令和元年32号・50号]

 様式第16号(第2条関係)




全部改正[平成27年規則59号]、一部改正[平成29年規則35号・令和元年32号・50号]

 様式第17号(第2条関係)



追加[平成19年規則41号]、一部改正[平成23年規則11号・27年59号・29年35号・令和元年32号・50号]

 様式第17号の2(第2条関係)




追加[平成27年規則59号]、一部改正[平成29年規則35号・令和元年32号・50号]

様式第18号(第2条関係)



追加[平成12年規則126号]、一部改正[平成15年規則79号・19年41号・23年11号・24年36号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第19号(第2条関係)




追加[平成12年規則126号]、一部改正[平成13年規則49号・15年79号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

様式第20号(第2条関係)




追加[平成12年規則126号]、一部改正[平成15年規則79号・19年41号・23年11号・24年36号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第21号(第2条関係)




全部改正[平成27年規則59号]、一部改正[平成29年規則35号・令和元年32号・50号]

 様式第22号(第2条関係)




全部改正[平成27年規則59号]、一部改正[平成29年規則35号・令和元年32号・50号]

 様式第23号(第2条関係)




追加[平成15年規則79号]、一部改正[平成19年規則41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第24号(第2条, 第16条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・29年35号・令和元年32号・50号]

 様式第25号(第2条, 第17条の2関係)




追加[平成23年規則11号]、一部改正[平成27年規則59号・29年35号・令和元年32号・50号]

 様式第25号の2(第4条の3関係)




追加[平成30年規則11号]、一部改正[令和元年規則32号・50号]

 様式第26号(第5条, 第6条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第27号(第10条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第28号(第10条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第29号(第11条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第30号(第12条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第31号(第13条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第32号(第14条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第33号(第18条関係)




追加[平成19年規則41号]、一部改正[平成23年規則11号・27年59号・29年35号・令和元年32号・50号]

 様式第34号(第19条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・15年79号・19年41号・23年11号・27年59号・30年11号・令和元年32号・50号]

 様式第35号(第20条関係)




一部改正[平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第36号(第21条関係)




一部改正[平成5年規則89号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号]

 様式第37号(第22条関係)




一部改正〔平成5年規則89号・11年37号・12年126号・15年79号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号〕

 様式第38号(第23条関係)



一部改正〔平成5年規則89号・11年37号・12年126号・15年79号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号〕

 様式第39号(第24条関係)



一部改正〔平成5年規則89号・11年37号・12年126号・19年41号・23年11号・27年59号・令和元年32号・50号〕